

《全文》

【文献番号】 25463162

損害賠償請求権行使請求及び固定資産税減免取消請求控訴事件
 東京高等裁判所平成20年(行コ)第121号
 平成20年11月26日第15民事部判決
 平成20年9月29日口頭弁論終結

判 決

控訴人・被控訴人(第一審甲, 乙事件原告。以下「一審原告」という。) 甲野太郎
 被控訴人・控訴人(第一審甲, 乙事件被告。以下「一審被告」という。) 松本市長 乙川一郎
 同訴訟代理人弁護士 林一樹

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 本件各控訴費用は各控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1. 当事者の申立て

1. 控訴の趣旨

(1) 一審原告

ア 原判決中一審原告の請求を棄却した部分(主文3項)を取り消す。

イ 一審被告は、学校法人長野A学園(以下「長野A学園」という。)に対し、3095万5000円の損害賠償請求をせよ。

ウ 一審被告が長野A学園に対し別紙1の物件目録記載1(1)及び(2)の各土地(以下「本件土地」という。)並びに同目録記載2の建物(以下「本件建物」といい、本件土地と併せて「本件土地建物」という。)に関し平成13年度分ないし平成15年度分の固定資産税及び都市計画税についての賦課又は徴収を怠る事実が違法であることを確認する。

エ 一審被告が長野A学園に対し本件土地建物のうち同目録記載3を除くその余の部分に関し平成16年度分ないし平成18年度分の固定資産税及び都市計画税についての賦課又は徴収を怠る事実が違法であることを確認する。

オ 訴訟費用は、第1, 2審とも、一審被告の負担とする。

(2) 一審被告

ア 原判決中一審被告敗訴部分を取り消す。

イ (本案前)上記部分につき一審原告の請求に係る訴えを却下する。

ウ (本案)上記部分に係る一審原告の請求を棄却する。

エ 訴訟費用は、第1, 2審とも、一審原告の負担とする。

2. 控訴の趣旨に対する答弁

(1) 一審被告

ア 一審原告の本件控訴を棄却する。

イ 控訴費用は一審原告の負担とする。

(2) 一審原告

ア 一審被告の本件控訴を棄却する。

イ 控訴費用は一審被告の負担とする。

第2. 事案の概要

1. 事案の要旨

(1) 本件は、松本市の住民である一審原告が、同市市長である一審被告に対し、同市内に所在する長野A学園に対し補助金(学校校舎等建設費補助金2000万円及び平成12年度ないし平成17年度分の朝鮮学校運営費補助金合計1095万5000円の総計3095万5000円)を交付したことが違憲違法であると主張して、地方自治法242条の2第1項4号前段に基づき、怠る事実の相手方である長野A学園に対し交付済みの補助金相当額につき損害賠償請求をすることを求める(一審甲事件)とともに、本件土地建物の固定資産税及び都市計画税につき非課税とされていること又は免除されていることが違法であるとして、同条1項2号及び3号に基づき、一審被告が〔1〕平成18年7月24日付けで長野A学園に対してした別紙1の物件目録記載3の土地及び建物(以下「本件減免対象不動産」という。)に係る平成16年度分ないし平成18年度分の固定資産税及び都市計画税の免除措置の取消し、〔2〕本件土地建物に係る平成13年度分ないし平成15年度分の固定資産税及び都市計画税につき賦課又は徴収を怠る事実の違

法確認、及び〔3〕本件土地建物のうち本件減免対象不動産を除くその余の部分に係る平成16年度分ないし平成18年度分の固定資産税及び都市計画税につき賦課又は徴収を怠る事実の違法確認を求めた（一審乙事件）事案である。

なお、一審原告は、一審甲事件において、上記怠る事実の相手方に対する損害賠償請求をすることを求める請求のほか、「一審被告が長野A学園及び在日朝鮮人総連合会長野県本部に対し固定資産税及び都市計画税の賦課又は徴収を怠る事実が違法であることの確認」も併せて請求していた。

(2) 原審は、一審乙事件の上記〔1〕の請求のうち固定資産税の免除措置の取消しを請求する部分についてはこれを認容したが、同請求のうち都市計画税の免除措置の取消しを請求する部分についてはそもそも対象となる免除措置自体が存在しないことから当該請求に係る訴えを不適法として却下し、その余の一審原告の請求については理由がないとしてこれを棄却した。そこで、一審原告は、一審乙事件の上記〔1〕の請求（勝訴部分及び訴え却下に係る部分）を除くその余の請求に係る原判決について不服があるとして控訴したところ、一審被告も、敗訴部分すなわち一審乙事件の上記〔1〕の請求のうち固定資産税の免除措置の取消しを原審が認容した部分について不服があるとして控訴した。

(3) 一審原告は、当審において、上記(1)記載の一審甲事件における怠る事実の違法確認請求に係る訴えを取り下げ、一審被告は、これに同意した。

他方、一審被告の提出した控訴状における控訴の趣旨2項には、一審被告が平成19年1月29日付けで長野A学園に対してした本件減免対象不動産に係る平成16年度分ないし平成18年度分の都市計画税（固定資産税の誤りと思われる。）の免除措置の取消しを求める部分の訴えを却下するとの判決を求める旨の部分があるところ、一審被告が上記のような控訴の趣旨を記載したのは、後記前提事実（引用に係る原判決7ページ13行目から8ページ9行目までに記載）のとおり、一審原告の上記一審乙事件における〔1〕の請求に係る固定資産税の免除措置がされた後、一審被告が長野A学園に対し本件建物についての同税につき従前の課税対象部分を拡張した上、更に当該拡張部分につき同学園の申請に基づいて平成19年1月29日付けで新たに免除措置を採っており、後にされたこの免除措置を一審被告においては当初の免除措置の更正として一体的に捉えていることによるものである旨述べている。しかし、平成19年1月29日付けでされた免除措置はもともと本訴において審判の対象となっていなかったものであって（もとより監査請求も前置されているかどうかさえ不明である。）、上記免除措置は法的にみて当初の免除措置（本件における審判対象）と一体となるものでもないから、当審の審判の対象とはならない。

2. 前提事実及び当事者の主張

次に付け加えるほかは、おおむね原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「1 前提となる事実」（原判決3ページ7行目から12ページ5行目まで）及び「2 当事者の主張」（同12ページ6行目から17ページ15行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4ページ15行目の「松本市監査委員は、」の次に「同年4月20日付けで、」を、21行目の「本件減免対象不動産」の次に「(1階の多目的室の一部及び同胞生活相談室、2階の朝鮮総連事務室、朝鮮商工会、資料室及びパソコン室の各一部、3階の講堂の一部で、校舎の床面積合計の約3分の1に相当する部分)」をそれぞれ加える。

(2) 同5ページ12行目の「本件減免対象不動産が」の次に「上記アの認定によれば」を加える。

(3) 同6ページ4行目から5行目にかけての「(キ)のとおり」の次に「の状況であること」を、7行目の「目的」の次に「(市町村その他一定区域の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること)」を、同行目の「活動内容」の次に「(公民館が行うべきものとされる当該施設を住民の集会その他の公共的利用に供することなどの事業)」をそれぞれ加える。

(4) 同12ページ11行目の末尾の次に「一審被告のその余の主張は争う。」を加え、21行目の「公益性がないから、」を「公益性がなく、本件減免対象不動産は不特定多数の者が直接に専ら利用するという実態を欠く(松本市の行った調査に信頼性はない。)ものであって、本件条例65条1項2号にいう「公益のために直接専用する固定資産」に該当するということではできないから、」に改め、26行目の「免除すること」の次に「及び補助金を交付すること」を加える。

(5) 同16ページ4行目末尾の次に「なお、使用状況についてその面積割合等を整理すると、朝鮮総連長野県本部関係の使用部分（おおむね本件免除措置の対象部分に相当）が合計221.02平方メートル、長野A学園同窓会関係の使用部分（おおむね本件免除措置の後にされた平成19年1月29日付免除措置の対象部分）が合計211.14平方メートル、専ら長野A学園の講堂として使用されている3階部分が210平方メートルである（別表「校舎C棟の利用状況」参照。）」を、17行目末尾の後に行を改め、「商工会事業関係の点」をそれぞれ加える。また、同ページ5行目の「もっとも、」から10行目末尾までを次のとおり改める。

「もっとも、直接教育の用に供されていないと判断された本件校舎の1、2階部分のうち、朝鮮総連長野県本部が使用している部分（本件免除措置の対象とされた本件減免対象不動産に相当する部分）については、その使用実態に照らせば、町会公民館活動に供される施設と同様に社会

教育法20条の目的に即した公益性のある集会所ということができし、また、長野A学園の同窓会関係で使用されている部分(平成19年1月29日付けで追加的に免除措置がされた対象財産に相当する部分)については、同窓会が長野A学園に対する援助活動を主たる目的とする非営利団体であり、卒業生が複数常駐し、名簿・連絡網の整備や生徒の課外授業の指導等を行うほか、同学園に対する寄付のための募金活動も行うなどしており、同学園の維持運営には欠くことのできない存在となっているところ、これもまた松本市内にある公立・私立高等学校の同窓会と同様に公益性な性格を有するものというべきである。なお、松本市内の他の高等学校においては、同窓会活動に使用されている施設について減免措置が採られている。」

第3 当裁判所の判断

1. 当裁判所も、一審原告の請求のうち一審乙事件における本件免除措置の取消しを請求する部分(都市計画税の免除措置に係る部分を除く。)については理由があるが、その余の請求については理由がなく棄却すべきものと判断する。その理由は次に述べるとおりである。

2 本案前の争点について

おおむね原判決の「第3 当裁判所の判断」の1(原判決17ページ17行目から19ページ4行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 固定資産税及び都市計画税の賦課・徴収(一審乙事件の本案)について

(1) 本件校舎の使用状況

前提事実証拠(甲事件50, 51, 当審で提出された丙16, 17)及び弁論の全趣旨によれば、本件校舎は本件建物の附属建物として建築された3階建て建物(1階が222.16平方メートル、2階及び3階は各210平方メートル)であり、松本市が長野A学園の所有不動産について使用実態に関する実地調査を実施した平成15年6月には既に朝鮮総連長野本部が本件校舎の一部につき使用を既に開始しており、以後現在に至るまでの本件校舎の使用状況は大要次のとおりであったことが認められる。したがって、本件校舎のうち朝鮮総連長野本部が使用する部分(本件免除措置の対象とされた部分)の面積は211.02平方メートル、長野A学園の同窓会関係で使用されている部分(平成19年1月29日付け免除措置の対象とされた部分)の面積は211.14平方メートルということになり(両者の共用部分については、当該部分の使用状況等により2分の1ずつとした部分と専用部分の面積により按分して算出した部分がある。)、直接教育の用に供されているといえるのは3階の講堂部分(210平方メートル)だけである。

ア 1階

長野A学園の同窓会が同窓会事務室・父母会事務室として専用する部分と朝鮮総連長野本部が同胞相談室として専用する部分とがあるほか、多目的室及びその他の玄関・休憩室・廊下・階段・トイレといった共用部分は両者が共同で使用している。それぞれが使用する部分の面積に関する詳細は、別表「校舎C棟の利用状況」の「区分」欄の「1階」部分に記載のとおりであり、1階についての朝鮮総連長野本部の使用面積(共用部分についての算出方法は前記のとおり)は合計94.16平方メートル、同窓会関係の使用面積は合計128.00平方メートルである。

イ 2階

朝鮮総連長野本部事務室があり、そこには在日朝鮮人総連合会長野本部及び中信支部、同胞支援センター、ウリハッキョ1口愛好運動推進委員会等の事務局が置かれているが、長野A学園及びその同窓会に深く関係して使用される部分もある。また、商工会室において、長野朝鮮商工会が同胞の税務相談、就職の斡旋等、経営上の支援や資金相談に当たっているほか、その下部組織である長野県青商会が長野A学園及びその同窓会を支援する催しを行っている。また、会議室・資料室・パソコン室は、長野A学園、その同窓会及び朝鮮総連長野本部が共同で使用しており、廊下・階段・トイレ等その余の部分についても同様である。これらの使用状況に関する面積の詳細は、上記別表の「区分」欄の「2階」部分に記載のとおりであり、2階についての朝鮮総連長野本部の使用面積(共用部分についての算出方法は前記のとおり)は合計126.86平方メートル、同窓会関係の使用面積は合計22.23平方メートルである。

ウ 3階

専ら長野A学園の講堂として使用されている。

(2) 本件免除措置の取消請求について

ア 一審被告は、本件校舎の1, 2階の一部を朝鮮総連長野本部が使用しており(上記(1)のとおり専用している部分及び長野A学園やその同窓会と共用している部分がある。)、その使用割合が本件校舎の約3分の1であるとして、本件校舎の床面積の3分の1に相当する214.05平方メートル及びその敷地に相当する土地部分(本件減免対象不動産)について、長野A学園の申請に基づき本件免除措置を行った。その理由は、前記の一審被告の主張するとおりであり、要するに、朝鮮総連長野本部が使用する部分は、その使用実態と社会的に果たしている役割等からすれば、一般の公民館ないしそれに類似した施設と同様の機能を果たしており公益性を有するから、この部分は本件条例65条1項2号に規定する「公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)」に該当するといえるのである。

そこで、一審原告は、本訴において、朝鮮総連長野本部が本件校舎の一部で行っている業務には公益性がないなどと主張して本件措置の取消しを求めているところ、原告は、本件減免対象不動産は朝鮮総連の活動を始め在日朝鮮人のための施設として使用されており広く一般住民に開

放されその使用に供されていないから公益性があるとはいえないとして、一審原告の請求には理由があると判断した。

イ 当裁判所も、以下に説示するとおり、本件免除措置は固定資産税減免のために必要とされる本件条例65条1項2号に規定する「公益のために」という要件を欠いてされた違法な処分であると考えるものであり、本件減免対象不動産に公益性があると主張する一審被告の論旨を採用することはできない。

すなわち、固定資産税の減免について規定した本件条例65条1項は、地方税法367条（「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」）を受けたものである。減免の対象とされる財産がわが国の市町村に存する土地及び家屋であることからすれば、本件条例65条1項2号の「公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）」とは少なくとも市町村住民一般の利益に直接供せられている固定資産であることを要するものといわなければならない。そこで、本件についてみるに、本件減免対象不動産は、前述のとおりに、朝鮮総連長野県本部の事務室や同胞相談室等として使用されるなど長野県における朝鮮総連の活動の中心的施設としての役割を果たしているのであり、その目的及び実態に照らして在日朝鮮人以外の松本市の住民等の利用に供されているわけではない（在日朝鮮人以外の者が立ち入るなどする場合があるとしても、当該不動産の利用状況を全体としてみれば、明らかに上記のような利用実態であるというべきである。）から、松本市の住民ほかわが国社会一般の利益のために供せられている施設であるとは到底いうことはできない。

ウ 一審被告は、本件減免対象不動産はその果たす社会的役割等から公民館ないしそれに類似した施設というべきであって公益性があると主張する。しかしながら、一審被告の主張するとおり上記不動産部分で行われている活動の目的や実態が社会教育法20条の目的に即している側面があることを肯定できるとしても、弁論の全趣旨によれば、同不動産部分の利用が朝鮮総連を始として在日朝鮮人の活動にほぼ限られていることもまた明らかであるから、地域住民による利用がされているといってみても一定の属性を有する者にその利用が限局されているという実態は否定できないのであって、そのような利用実態からすれば、松本市地域住民一般に広く開放され利用されているとみることはできない。一審被告の上記主張は失当というべきである。

エ 以上のとおり、本件免除措置は固定資産税の減免の要件を欠いてされた違法な処分であるから取り消されるべきであり、この点をいう一審原告の請求は理由がある。

(3) 固定資産税等の賦課・徴収を怠る事実の違法確認請求について
ア 一審原告は、本件土地建物に係る本件免除措置の対象年度以前の時期である平成13年度分ないし平成15年度分についての固定資産税及び都市計画税について、一審被告が賦課・徴収を怠っているとしてその違法確認を求めている。

固定資産税及び都市計画税は、学校法人が設置する学校において直接教育の用に供する固定資産に対しては課することができない（地方税法348条2項9号、702条の2第2項）ものである。ところで、前記説示によれば、本件土地建物は、学校法人である長野A学園が設立された平成10年以降すべての部分について直接教育の用に供されていたものの、その後朝鮮総連長野本部が本件校舎の一部を使用するようになり、その限度で本件校舎及びその敷地の一部が直接教育の用に供するものと評価することはできなくなったものであるところ、その占有開始時期については松本市が実施した固定資産の実地調査によって本件校舎の使用状況を把握した平成15年6月ころからと認定せざるを得ないのであって、そのような事情と固定資産税等の賦課期日の初日に関する規定（地方税法35.9条）等にかんがみれば、平成16年度分以前の分については本件土地建物に係る固定資産税及び都市計画税を賦課・徴収することはおよそできなかったものというべきであり、一審被告が上記租税の賦課・徴収権の行使を怠っているということとはできない。

さらに、都市計画税についてみれば、これを賦課することができるのは、市街化区域に所在する土地及び家屋であるか、市街化調整区域においては特別の事情がある場合に条例で定める区域内に所在する土地及び家屋に限られる（地方税法70.2条1項）ところ、本件土地建物は、市街化調整区域に所在することが明らかであり（甲事件45の1ないし15、弁論の全趣旨）、条例により特別の事情があるものとして都市計画税を賦課すべき地域とされているものとは認められないから、このような点においても一審被告が長野A学園に対して都市計画税の賦課・徴収を怠っているとはいえないというべきである。

また、一審原告は、長野A学園が公の支配を受けない私立学校であり、朝鮮総連長野本部と一体となって教育基本法に反する教育をしているから、固定資産税及び都市計画税を賦課・徴収しないことは憲法89条に反するとも主張するが、かかる主張が失当であることは後記4に述べるとおりである。

イ 次に、一審原告は、本件免除措置の対象である本件減免対象不動産を除くその余の本件土地建物に係る平成16年度分ないし平成18年度分（本件免除措置の対象年度）についての固定資産税及び都市計画税についても、一審被告がその賦課・徴収を怠っているとしてその違法確認を求めている。

しかしながら、本件減免対象不動産を除くその余の本件校舎部分は、教育の用に供されているものとして非課税とされていた部分であることはこれまでの説示から明らかであるところ、一貫して非課税部分とされている本件校舎3階部分については非課税対象財産であるとの判断に誤り

がないことは前記認定事実を照らして疑問を差し挟む余地がないし、当初非課税とされていたもの後に課税対象とされた上改めて免除措置が採られた部分（本件校舎の1、2階部分のうち同窓会関係に使用されている部分）についてみれば、当初は直接教育の用に供しているとの判断の下非課税対象とし、後に一番被告が実地調査の上当該物件が有する具体的な事情に着目し担税の責めを負わせるのが相当ではないと判断して免除措置を採ることとしたのであるから、租税の賦課・徴収権の行使を怠っているものということとはできない。

ウ そうすると、一番被告が長野A学園に対して本件土地建物に係る固定資産税及び都市計画税につき賦課・徴収を怠っている旨の一審原告の主張はいずれも採用することができず、一番乙事件の怠る事実の違法確認請求はいずれも理由がないというべきである。

4 補助金の交付（一審甲事件の本案）について
一審原告は、朝鮮総連長野本部が本件校舎を占有し教育と無関係の業務を行っており、また、長野A学園においては教育基本法8条に反する教育が行われているなどと主張し、長野A学園に対してされた補助金の交付が違憲違法であるとして、怠る事実の相手方である同学園に対し交付済み補助金相当額につき損害賠償を請求することを一番被告に対して求めているが、上記補助金の交付が違憲違法である旨の一審原告の主張は、当審も理由がないと判断する。その理由は、おむね原判決22ページ16行目から24ページ15行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

5 以上によれば、本件各控訴はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 藤村啓 裁判官 岸日出夫 裁判官 大濱寿美

(別紙1) 物件目録

1. 土地

(1) 所在 松本市大字 a

地番 XXXX番X

地目 学校用地

地積 1万2139平方メートル

(2) 所在 松本市大字 a

地番 XXXX番X

地目 学校用地

地積 4635平方メートル

2. 建物

所在 松本市大字 a XXXX番X, XXXX番X

家屋番号 XXXX番X

種類 校舎

構造 鉄筋コンクリート造アルミニウム板葺3階建

床面積 1階 818.90平方メートル

2階 424.80平方メートル

3階 424.80平方メートル

符号1

種類 講堂・寄宿舎

構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造アルミニウム板葺3階建

床面積 1階 1268.90平方メートル

2階 210.49平方メートル

3階 210.49平方メートル

符号2

種類 校舎

構造 鉄骨造アルミニウム板葺3階建

床面積 1階 222.16平方メートル

2階 210.00平方メートル

3階 210.00平方メートル

符号3

種類 便所

構造 木造アルミニウム板葺平家建

床面積 9.93平方メートル

符号4

種類 倉庫

構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 30.25平方メートル

3 上記2記載の建物のうち符号2の校舎中214.05平方メートル（同校舎の床面積の3分の1に相当する部分）及び上記1記載の土地のうち同校舎の敷地である土地（1200平方メートル）中400.00平方メートル

以上

別表 校舎C棟の利用状況



Copyright (C)1999-2010 TKC Corporation All Rights Reserved.

LEX/DBインターネットに関する知的財産権その他一切の権利は株式会社TKCおよび情報提供者に帰属します。